

鳥取県告示第408号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、資料集（澤田廉三と美喜の時代）の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社今井書店

2 委託期間

平成22年6月2日から平成23年3月31日まで